

目 次

IT

- ・ I R U (破棄し得ない使用権) 方式による芯線貸しに関する道路占用規制の緩和 1
- ・ I R U 方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更許可申請時の添付書類の簡素化 3
- ・ 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等 5
- ・ 自動車登録事項等証明書の請求・交付の電子化等 6
- ・ ワンストップサービスにおける行政書士の関与環境の整備 7

環境

- ・ 建設リサイクル法の対象工事の基準の見直し 8
- ・ 廃棄物処理施設の設置に伴う建築基準法の規制緩和・撤廃 9
- ・ 廃棄物処理施設の設置に伴う建築基準法の規制緩和・撤廃 (産業廃棄物処理業の許可に伴う建築基準法にかかる建築制限の緩和) 10
- ・ 海面埋立による廃棄物最終処分場の解禁 11
- ・ 水苔から作る油吸収剤に関する国土交通省の型式認定過程を変更する 13

競争政策

- ・ 公共工事の入札基準の透明性の向上と新たな資格制度の導入 14
- ・ 入札手続きの透明化と審査の専門性、独立性の確保 15
- ・ 公共工事契約に係る入札参加資格についての運用弾力化 16

基準認証等

- ・ 建設業法における許可基準の一部改正 (営業所専任技術者の見直し) 17
- ・ 正規輸入業者による原動機型式の打刻 18
- ・ ナンバープレートの寸法と取り付け方法について E U の標準の受入れ 19
- ・ 日本自動車輸入組合が提案した諸元表の見直しの検討 20

資格関係

- ・ 不動産鑑定士試験 21

金融

- ・ 政府系企業を通じて手配される保険 22

エネルギー

- ・ ダム堆砂状況調査の調査頻度 23
- ・ 電気工作物占用申請書類の様式統一・簡素化 24
- ・ ガスパイプラインの道路占用に係る適用法令により格差の是正と手続の簡素化 25
- ・ 各種法規制の検討 26
- ・ 水素ガスステーション設置に係る基準の見直し 27
- ・ ナトリウム・硫黄 (N A S) 電池の用途地域規制 28

・水素の貯蔵、取扱、給油に係る法規制の検討	29
・水素ガス搭載車に関わる基準等の見直し	30
・エネルギー 各種法規制の緩和	31
・放射性輸送物安全確認に関する規制の一元化、放射性輸送物安全確認に係る申請資格の一元化	32
・航空障害灯の設置基準	33
・電気事業の運営に利用する気象測器の検定義務の見直し	34

分野	IT	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	IRU（破棄し得ない使用权）方式による芯線貸しに関する道路占用規制の緩和			
要望の内容	<p>IRU 方式により他の事業者へ既設の通信線の芯線の一部を貸し出す場合は、占用目的変更許可を不要とする。</p> <p>また、IRU 方式により芯線の一部を使用する事業者、占用許可の申請および占用料の支払いを要しない旨を各道路管理者に徹底する。</p>			
関係法令	道路法第 32 条、平成 11 年 3 月 31 日付 け建設省道政発第 31 号建設省道路局路 政課長通達	共管	なし	
制度の概要	<p>道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第 32 条第 1 項）、占用の目的等を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。（同法同条第 3 項）</p> <p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う外の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日建設省道政発第 31 号建設省道路局路政課長通達）において、例えば、電気通信設備の保有者（一次占用者）が他事業者（二次占用者）に通信線の一部を貸し出す場合には、一次占用者は占用目的変更申請手続を要するが、二次占用者は特段の手続を要しないこととして取り扱っている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・ 対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>（実施(予定)時期： 年 月）</p>				
<p>（説明）</p> <p>「IRU 方式により他の事業者へ既設の通信線の芯線の一部を貸し出す場合は、占用目的変更許可を不要とする。」については、既設の電線の芯線の一部を IRU 契約によって他の事業者に使用させようとする場合には、当該設備が引き続き義務占用物件に該当するものであるといえるか、誰がどのように使用し、管理するのか、事後の監督処分との関係において支障を生じることがないかについて、その都度道路管理者において判断されるべきものであり、措置困難。</p>				

なお、本年 3 月に、いわゆる二次占有許可手続に関する提出書類の一層の簡素化を行ったところ。「光ファイバーケーブルの敷設等に係る道路占有許可手続の簡素化について」（平成 14 年 3 月 29 日国道利第 27 号）
「IRU 方式により芯線の一部を使用する事業者は、占有の許可の申請および占有料の支払いを要しない旨の通達を引き続き各道路管理者に徹底する。」については、地方自治体における道路占有許可に関する事務は、自治事務である関係上、国土交通省において直接の指導を行うことは困難であるが、当該通達の取扱いについて引き続き周知要請を行っているところ。（平成 14 年 6 月 19 日道路局路政課道路利用調整室長通知等）

担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室
---------	---------------

分野	IT	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	IRU方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更許可申請時の添付書類の簡素化		
要望の内容	既設の電線を所有する事業者が、IRU方式によって電気通信事業者に芯線の一部を貸し出す場合、占用目的の変更許可申請に必要な書類のうち、道路占用許可申請の際に必要とされない「道路占用平面図」と「ケーブル断面図」の提出を不要とする。		
関係法令	道路法第32条	共管	なし
制度の概要	<p>道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合（道路の占用）は、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第32条第1項）。また、道路の占用の許可を受けようとする者は、あらかじめ道路法第32条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書（道路法施行規則第4条の3、別記様式第5）を各道路管理者に提出しなければならない（道路法第32条第2項）。さらに、道路占用許可を受けた者が、当該許可に係る道路の占用の目的を変更しようとする場合には、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない（同法同条第3項）。</p> <p>「光ファイバーケーブルの敷設等に係る道路占用許可手続の簡素化について」（平成14年3月29日国道利第27号）において、既設の電線を所有する事業者がIRU方式によって電気通信事業者に芯線の一部を貸し出す場合等の目的変更許可申請手続に関しては、一層の簡素化を図った。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期：14年3月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合、または、道路占用許可を受けている者が、当該許可に係る道路の占用の目的を変更しようとする場合には、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされているところであるが、占用の場所、占用物件の構造、工事の実施方法、道路の復旧方法等、道路占用許可の許否を判断するために必要最低限の添付図書の提出を求めているところである。			

要望にあるような「既設の電線を所有する事業者が IRU 方式によって電気通信事業者に芯線の一部を貸し出す」場合の目的変更許可申請手続に関しては、直轄国道においては、本年 3 月に一層の簡素化を図ったところである。（「光ファイバーケーブルの敷設等に係る道路占用許可手続の簡素化について」（平成 14 年 3 月 29 日国道利第 27 号））

上記通達においては、IRU 方式による芯線貸しに関する目的変更許可申請の場合には、「道路占用平面図（平面図）」については、道路管理者が占用の形態により、添付の要否を判断することとし、申請者に必要以上の添付を求めないこととしており、「ケーブル断面図（構造図）」については、申請書にケーブルの構造（規格、延長、芯線数等）を記載することで足りることとし、添付を求めている。

また、地方自治体における道路占用許可に関する事務は、自治事務である関係上、国土交通省において直接の指導を行うことは困難であるが、上記通達の内容は地方自治体に対しても周知しているところである。

担当局課室等名

道路局路政課道路利用調整室

分野	IT	要望提出者	日本経済団体連合会、オリックス リース事業協会、日本経団連	
項目	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等			
要望の内容	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3ヶ年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年を目途に一部地方公共団体に試験運用）となっているが、これを実現するため、下記の事項を早急に検討・具体化すべきである。</p> <p>検査・登録等諸手続</p> <p>自動車の検査・登録手続等の電子化</p> <p>軽自動車の検査・届出手続等の電子化</p> <p>納税証明書の添付に代わる電子化の検討</p> <p>抹消・移転登録手続の電子化</p>			
関係法令	道路運送車両法	共管	警察庁、総務省、国税庁	
制度の概要	・登録の申請をする者は、申請書に必要な添付書類を添えて、国土交通大臣に提出する。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3ヶ年計画（改定） 1（3）エ 22（e）】 自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： 年 月）		（結論時期：17 年 月）	
<p>（説明）</p> <p>・自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェント）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続の電子化に向けた調査検討を精力的に行っているところであり、本年8月に検討結果の中間的とりまとめとして「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」を決定し、公表したところである。</p> <p>・ワンストップサービスの中心となるシステムについては、本年度、システム設計を行うこととしており、平成15年度にはシステムの構築、一部地域で実用化に係る試験運用を行う予定としている。</p> <p>・今後とも関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービス・システムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。</p>				
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部管理課 （連絡先）03 - 5 2 5 3 - 8 5 8 8			

分野	I T	要望提出者	日本経済団体連合会、日本損害保険協会	
項目	自動車登録事項等証明書の請求・交付の電子化等			
要望の内容	<p>1 . 電子認証制度等を利用する場合、自動車登録事項等証明書の電子的手段による請求・交付を可能とする。</p> <p>2 . 保険会社の手続として車両登録の有無確認が必要な場合、電子認証制度等を利用する保険会社が、契約者（車両所有者）名、登録番号または車体番号で照会を行い確認することで、契約者本人による自動車登録事項等証明書の取付に代える。</p>			
関係法令	道路運送車両法第22条	共管	なし	
制度の概要	1 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期：17 年 月）	措置困難	その他
（説明） ・自動車の登録に係る申請については、自動車の保有に係る他の手続（車庫証明、納税等）と併せてワンストップサービス化を図るべく、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」において検討中であり、昨年8月に検討結果の中間的とりまとめとして「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」を決定したところである。その中で自動車登録事項等証明書のオンラインによる電子的確認等については、自動車所有者等のプライバシーの問題や自動車盗難等への悪用のおそれもあるため、その是非について慎重に検討していくこととしており、接続形態や使用目的等の個別条件ごとの検討を行っていくことが考えられる。				
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588			

分野	IT	意見・要望提出者	日本行政書士会連合会	
項目	ワンストップサービスにおける行政書士の関与環境の整備			
意見・要望等の内容	<p>ワンストップサービスにおける行政書士の関与環境の整備を図ること</p> <p>(1) システム端末を行政書士事務所へ設置すること</p> <p>(2) 代理申請、行政書士資格認証可能なシステムを構築すること</p>			
関係法令	なし	共 管		
制度の概要	<p>自動車登録の申請をする者は、申請書に必要な添付書類を添えて、国土交通大臣に提出する。現行の自動車登録申請手続については、申請者等が行政書士に手続を依頼する場合がある。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画(改定) 1(3)エ 22(e)】</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>・ワンストップサービス化後の申請は、インターネットに接続できる環境にある端末からであれば、誰でも申請が可能となるよう検討を進めているところである。また、代理申請等については政府全体の電子化の検討状況を踏まえて対応していくところである。</p>				
担当局課室等名	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03 - 5253 - 8588			

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会																					
項目	建設リサイクル法の対象工事の基準の見直し																							
意見・要望等の内容	<p>(要望)</p> <p>鉄道事業者は、対象から外すべきである。</p> <p>あるいは、対象工事のうち、建築物に関する工事以外の工事に関しては、請負金額で対象の基準を定めるのではなく、実際の特定建設資材廃棄物の発生量を基準とする規定にすべきである。</p>																							
関係法令	(対象工事の基準に関する事項) 建設リサイクル法 第9条 建設リサイクル法施行令 第2条	共管	なし																					
制度の概要	<p>特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事は対象建設工事という。対象建設工事の受注者及び自主施工者は正当な理由がある場合を除き分別解体しなければならない。(建設リサイクル法第9条、政令第2条)</p> <p>現行の対象建設工事の規模の基準は、床面積又は請負代金額としている。(建設リサイクル法第9条、政令第2条)</p>																							
計画等における記載の状況	該当なし																							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">[</div> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">措置済</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">[</div> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">]</div> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">]</div> </td> <td style="vertical-align: middle; text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black;"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">[</div>	措置済	<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">[</div>	措置するか否かを含めて検討中		<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">]</div>	措置予定	<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">]</div>	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期:)			
	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																				
<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">[</div>	措置済	<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">[</div>	措置するか否かを含めて検討中																					
<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">]</div>	措置予定	<div style="font-size: 4em; line-height: 1; padding: 0 10px;">]</div>	具体的措置の検討中																					
	(実施(予定)時期:)																							
(説明)																								
<p>特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が、建設リサイクル法第9条第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準以上の対象建設工事においては、届出(通知)、分別解体等及び再資源化等が義務付けられている。これらの義務付けを特定の者のみ免除している事例はなく、鉄道事業者を例外的に扱うことは出来ない。</p> <p>対象建設工事であるかどうか工事着手前において判断する必要があるが、特定建設資材廃棄物の発生量を基準に規模の基準を決定した場合、事前に正確な特定建設資材廃棄物の発生量を把握することが困難な場合もあることから、請負金額により規模の基準が決められた。なお、工事金額と廃棄物の発生量については、一定の相関がある事が認められている。</p>																								
担当局課室等名	総合政策局建設業課																							

分野	環境	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	廃棄物処理施設の設置に伴う建築基準法の規制緩和・撤廃			
要望の内容	<p>工業専用地域において廃棄物処理施設等を設置する場合（既存施設で新たに産業廃棄物処理業を行う場合を含む。）において、</p> <p>工業専用地域内の大規模事業場内で廃棄物処理を行うことで住居地の環境を損ねることは考えられず、煩雑な建築基準法第51条の都市計画決定手続を不要とすべきである。（環境上への影響は他の法令で担保されている。）</p> <p>構内道路が十分に確保されている場合においては、建築基準法第43条の接道義務を緩和し、一敷地に複数用途の建築物の建築を可能とすべきである。</p>			
関係法令	建築基準法第43条、第51条	共管	なし	
制度の概要	<p>建築基準法第51条の規定により、産業廃棄物処理施設のうち一定規模を超えるものは、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築等をしてはならない。ただし、特定行政庁が都市計画上支障がないとして認めて許可したものはこの限りでない。建築物の敷地は、建築基準法第43条により、建築基準法上の道路に接しなければならない。この敷地とは、一の建築物又は用途不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： 年 月)			
(説明)				
<p>建築基準法第51条において掲げられている施設は、都市の中になくなくてはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものであり、都市内におけるこれらの施設の配置は、都市計画上の観点からも十分に検討される必要がある。したがって、産業廃棄物処理施設について、他法令によって環境への影響が担保されたことにより建築基準法第51条の適用を除外することは適当ではない。</p> <p>建築基準法第43条で、敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他一定の基準に適合する建築物で特定行政庁の許可を受けたものについては接道義務が緩和されることとなる。さらに、建築基準法第86条第2項の連担建築物設計制度を活用することにより、既存建築物の位置及び構造を前提として新たに建築物を建築することが可能であり、この場合、複数の建築物の敷地が道路に接していればよく、必ずしも個々の敷地が道路に接する必要はない。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	環境	要望提出者	日本経済団体連合会																
項目	廃棄物処理施設の設置に伴う建築基準法の規制緩和・撤廃（産業廃棄物処理業の許可に伴う建築基準法にかかる建築制限の緩和）																		
要望の内容	<p>産業廃棄物処理設備の建設に当たっては、廃棄物処理法により環境アセスメントの実施が不可欠であるが、さらに、建築基準法で都道府県都市計画審議会による許可を取ることは、内容的に同一のことを繰り返していることになり、時間的にも非効率である。</p> <p>したがって、廃棄物処理法に規定する処理設備の建設、用途変更に関しては、建築基準法の適用除外とするべきである。</p>																		
関係法令	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2の2	共管	なし																
制度の概要	<p>建築基準法第51条の規定により、産業廃棄物処理施設のうち一定規模を超えるものは、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築等をしてはならない。ただし、特定行政庁が都市計画上支障がないとして認めて許可したものはこの限りでない。</p>																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; padding: 0 10px;">検討中</td> <td style="width: 25%; padding: 0 10px;">措置困難</td> <td style="width: 25%; padding: 0 10px;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">措置済</td> <td style="padding: 0 10px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">措置予定</td> <td style="padding: 0 10px;">具体的措置の検討中</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;">(実施(予定)時期： 年 月)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期： 年 月)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期： 年 月)																			
<p>(説明)</p> <p>建築基準法第51条において掲げられている施設は、都市の中になくはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものであり、都市内におけるこれらの施設の配置は、都市計画上の観点からも十分に検討される必要がある。したがって、産業廃棄物処理施設について、廃棄物処理法に定める手続を経ていることを理由として建築基準法第51条の適用を除外することは適当ではない。</p>																			
担当局課室等名	住宅局市街地建築課																		

分野	環境	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	海面埋立による廃棄物最終処分場の解禁					
意見・要望等の内容	<p>埋立ての用途のうち「生活環境の向上を図るもの」として廃棄物の処分場を認め、これについて「工事の竣工後3年以内に埋立ての処分を完了する見込み確実なるもの」との制約をはずし、公的セクター以外の廃棄物最終処分目的の海面埋立申請を可能としていただきたい。</p> <p>取得後10年以内の埋立所有権の譲渡制限・用途転換制限を土地利用用途の審査を付加するなど、一定の条件下で撤廃していただきたい。</p>					
関係法令	公有水面埋立法第4条、第27条、29条、同法施行令第7条	共 管	なし			
制度の概要	<p>分譲等を主たる目的とする埋立てができる者は、公有水面埋立法第4条及び同法施行令第7条により、公共団体並びに土地の造成及び処分の業務が主たる目的の一であり、かつ、国等の出資が資本金等の2分の1を超える法人（但し、生活環境の向上等を図るものを目的とし、かつ、埋立地又は地域の総合的発展に著しく寄与するもので竣工後3年以内に埋立地の処分を完了する見込み確実な埋立ての場合は、国等の出資が資本金等の3分の1を超える法人）に限定している。</p> <p>竣工認可の告示後10年間において、免許を受けた者が埋立地の権利の移転・設定、用途変更を行う場合は、免許権者の許可が必要である。</p>					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>公有水面埋立法は、埋立てられた土地の利用を前提としていることから、廃棄物を処分するというだけでは認められない。</p> <p>また、廃棄物処分の海面埋立ては、国や地方公共団体が取り組んでいるところであり、公的機関の責任において適正に処理され国民の信頼性を確保する必要があることから公的セクター以外が行う廃棄物最終処分目的の海面埋立ては、認められない。</p> <p>さらに、そもそも公的セクター以外が行う分譲等を主たる目的とする埋立てについては、公有水面が国民共有の財産であり、公共の用に供されるものであることから、その埋立地の処分による不当な利得の発生防止と公共利用の確保が必要とされるため、私人が国民共有の貴重な水面を埋立て、分譲等を行って</p>						

利益を上げることは制限されている。

公有水面の埋立てについては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから都道府県知事又は港湾管理者の免許手続きに係らしめ、公衆への告示・縦覧、地元市町村長への意見徴取、関係都道府県知事への通知等の手続きを経て行われている。また、埋立造成後の土地利用が特定される場合に限り免許が与えられる。

したがって、埋立地は、免許どおりの土地利用、処分がなされるよう担保する必要があり、安易な用途変更、権利の移転・設定は認められるべきものではなく、造成後にやむを得ず用途変更、権利の移転・設定を行う場合、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、土地利用の制限に関する他法令の例を踏まえ、用途変更、権利の移転・設定の制限期間を10年間と定め、免許権者の許可に係らしめている。

このため、用途変更、権利の移転・設定の制限期間(10年間)の撤廃は、公有水面埋立制度の根幹に係る問題であり、困難である。

担当局課室等名	港湾局管理課、河川局水政課
---------	---------------

分野	環境	意見・要望提出者	カナダ政府			
項目	水苔から作る油吸収剤に関する国土交通省の型式認定過程を変更する。					
意見・要望等の内容	<p>ピートモスを原料とした油吸収剤を油吸着材として使用する場合には、使用後は回収しなければならないと規定されていますが、上記油吸収剤は、生分解性であり、吸収された油も時間の経過とともに微生物により分解されるので回収の必要は全くありません。また、油吸着材として使用する場合には、袋に入れる等、回収しやすくしなければならないが、そのようにすると、油吸収の効率がバラの状態に比べて悪くなります。</p> <p>そのため、現状にあった型式承認にして頂き、バラの状態のピートモスを原料にした油吸収材を型式承認の中に加えられたい。</p>					
関係法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の3、同法施行規則第33条の2及び第37条の3の2	共管	国土交通省海事局検査測度課			
制度の概要	船舶所有者、油保管施設の設置者等が備え付けておかなければならない排出油防除資材（油処理剤、油吸着材等）について、防除性能等を考慮し、それぞれに規定を設けており、型式承認は、当該資材がそれぞれの規定に適合するものであり、かつ、型式承認を受けようとする者が当該資材を製造する能力を有するかどうかを判定することによって行われている。					
計画等における記載の状況	該当なし					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p style="margin-left: 20px;">措置済</p> <p style="margin-left: 20px;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p style="margin-left: 20px;">措置済</p> <p style="margin-left: 20px;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定</p> <p style="margin-left: 20px;">措置済</p> <p style="margin-left: 20px;">措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </div>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律では、一定の定められた船舶若しくは施設又は係留施設には、油が排出された場合において、油の防除のための措置を迅速・的確に講ずることができるよう、必要な排出油防除資材とその数量を定めて備え置かせているものである。</p> <p>しかしながら、ピートモスを原料としてバラのまま使用する油吸収材については、自然の浄化作用を促進するものではなく、単に油を吸収するものであり、使用後に回収しないことを前提としていることから、迅速・的確な防除措置を行うための防除資材としては適当でない。</p>						
担当局課室等名	海上保安庁警備救難部環境防災課(3591-9819)					

分野	競争政策	意見・要望提出者	E U
項目	公共工事の入札基準の透明性の向上と新たな資格制度の導入		
意見・要望等の内容	<p>日本の公共工事における入札参加資格について、</p> <p>入札資格の基準の透明性を高め経営事項審査制度との調和を図る</p> <p>中期的には経営事項審査の制度を改正し具体的に行われる公共工事とより緊密な関係が確保された新たな資格制度を導入する</p> <p>すべての公共工事の調達に調和化されたガイドラインを導入する</p>		
関係法令	建設業法第 27 条の 23～第 27 条の 32	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事に参加しようとする建設業者は経営事項審査を受ける必要がある。 ・ 経営事項審査制度は、建設業者の施工能力や経営状況などを評価するための制度であり、経営に関する客観的事項を審査するもの。各企業の、経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目が評点で表され、総合評点が算出される。 		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項審査は、建設業者の施工能力や経営状況等を客観的な指標で評価するものであり、審査結果は基より審査項目、審査基準、項目ごとのウェイトも公表されている。また、外国企業に関しては、国土交通大臣の認定を受けることによって、日本以外の実績等を評価の対象とすることができる。 ・ この審査を受けることにより、建設業者はその審査結果を全国すべての公共工事の発注主体の入札参加資格の確認に用いることができる。 ・ 経営事項審査がない場合には、客観的事項についてもそれぞれの発注者に対して個別に資料を提出して審査を受けなければならないことになり、発注者側だけでなく建設業者にとっても大きな負担となる。 ・ したがって、我が国の経営事項審査は、年に一度客観的事項の審査を受けることによって、発注者、建設業者双方の負担を軽減させるものである。 			
担当局課室等名	総合政策局 建設業課		

分野	競争政策	意見・要望提出者	E U
項目	入札手続きの透明化と審査の専門性、独立性の確保		
意見・要望等の内容	日本の入札手続きは透明性が低く、特に地方自治体による入札においてEUの企業はハンディを負っている。入札者の資格審査基準が詳細に規定されていない場合や、審査官が技術的に適格でない場合があり、深刻な競争上のゆがみを招いていることから、手続きの透明化、審査の専門化、審査官の独立性を図りたい。		
関係法令	WTO 政府調達協定、入札契約適正化法	共管	外務省、総務省、財務省
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO 政府調達協定対象となる公共工事の入札・契約については、同協定や「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」により公正で透明な手続きをとることとされており、これに従い入札参加資格や落札基準は公表されている。 ・公共工事入札契約適正化法や同法に基づく適正化指針より、入札・契約にかかる情報はすべて公表することが原則とされているほか、入札及び契約の内容についての透明性を確保するため、学識経験を有する第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとされている。 		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) ・我が国の公共工事の調達はWTO 政府調達協定や、「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」等に基づき実施しており、昨年4月には、入札及び契約のさらなる適正化の促進のために、透明性の確保や公正な競争の促進を基本原則とした、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されたところ。 ・また、同法に基づき、本年10月31日付けで、十分な技術力を有しない地方公共団体については、企業評価に係る技術審査、監督・検査等に関する外部機関の活用を図るよう通知したところ。			
担当局課室等名	総合政策局 建設業課		

分野	競争政策	意見・要望提出者	ニュービジネス協議会					
項目	公共工事契約に係る入札参加資格についての運用弾力化							
意見・要望等の内容	「工事、製造又は販売実績」等を参加資格とする場合、契約実績について民間契約も同等に取り扱い、新規参入の機会を拡大する。							
関係法令	特になし	共管	なし					
制度の概要	-							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>)</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>)</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>(工事について)</p> <p>国土交通省直轄工事においては、入札参加条件としての「工事实績」について、直轄工事のみならず公団、 県市町村、その他同等の水準と認められる施工実績を、可能な限り勘案して入札参加業者を選定しているところである。</p> <p>民間の施工実績についても、同等の水準と認められる場合、その施工実績を同様に扱っているところである。</p>								
担当局課室等名	大臣官房地方課、技術調査課、営繕計画課 総合政策局建設業課							

分野	基準認証等	意見・要望提出者	個人				
項目	建設業法における許可基準の一部改正（営業所専任技術者の見直し）						
意見・要望等の内容	<p>現在、建設業法では営業所ごとに専任の技術者（１級国家資格者）を設置することを義務付けているが、業務の主体は管轄支店が行っている。このことにより、営業所に専任の技術者を設置することを義務付けるよりもむしろ、支店内に専任の技術者を義務づけることの方がより実態に即していると考え。営業所は、２～３人で運営されており、このことにより、技術者は支店配属となっている。営業所専任技術者の設置を義務付けられているが為に、必要のない人員配置がなされているのが実情である。</p>						
関係法令	建設業法	共管	なし				
制度の概要	<p>建設業の許可を受けようとする者は、その営業所（本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者（一般建設業の許可にあつては建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ、特定建設業の許可にあつては建設業法第１５条第２号イ、ロ又はハに該当する者）で専任の者を置かなければならない。</p>						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;"> { </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	{	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	{	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他				
<p>（説明）</p> <p>建設業法においては、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、建設業に関する営業の中心である各営業所ごとに、許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての専任の技術者を置くこととしている。営業所とは、本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、支店における専任の技術者の設置は既に義務づけられている。一方、一般的に営業所と言われる事務所であっても、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でなければ、建設業法における営業所には該当せず、専任の技術者を置く必要はない。</p>							
担当局課室等名	国土交通省総合政策局建設業課						

分野	基準認証等	意見・要望提出者	E U				
項目	正規輸入業者による原動機型式の打刻						
意見・要望等の内容	<p>エンジンと一体になっていない補修用シリンダー・ブロックを、正規輸入業者が打刻し、ディーラーに提供できるようにすること。</p> <p>また、正規輸入業者がディーラー等の店舗に出張して、完成したエンジンに打刻できるようにするか否かを検討すること。</p>						
関係法令	道路運送車両法第29条第1項	共管	なし				
制度の概要	<p>自動車の原動機型式の打刻は、自動車に取り付けられている原動機の型式が自動車登録ファイルに登録され、又は、自動車検査証や登録、検査の申請書に記載されている原動機の型式と同じものであるか、また、原動機の型式に変更がなかったかどうかを容易に確認するために必要なものである。</p> <p>また、打刻が申請により行われるよう原動機型式を打刻することができる者を制限しており、原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣から指定を受けた者が、あらかじめ打刻に関する必要事項を届け出た上で打刻を行うこととなっている。</p> <p>さらに、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」等の一部改正（平成13年7月5日付国自審第374号）により、正規輸入業者であれば、補修用シリンダブロックに打刻を行うための指定を受けることができるようにしたところである。</p>						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p>			<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>平成13年7月5日付けで、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」等の一部改正により、正規輸入業者であれば、補修用シリンダブロックにより修理された後に当該原動機の型式を打刻できるよう措置したところである。</p> <p>エンジンと一体となっていない補修用シリンダー・ブロックへの打刻等については、打刻の真正性の確保に問題があると考えられることから、改正通達による運用に問題が発生するようであれば、必要に応じて話し合うこととしている。</p>							
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03 - 5 2 5 3 - 8 5 9 6						

分野	基準認証等	意見・要望提出者	E U
項目	ナンバープレートの寸法と取り付け方法についてE Uの標準の受入れ		
意見・要望等の内容	ナンバープレートサイズの国際標準化とそれまでの間にEUのナンバープレート寸法と取り付け方法の受入れ		
関係法令	道路運送車両法第11条 道路運送車両法施行規則第11条	共管	なし
制度の概要	自動車の所有者は、自動車登録番号の通知を受けたときは、当該番号を記載した自動車登録番号標を取付けなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 その他
(説明)			
<p>1. 世界各国のナンバープレートのサイズはまちまちで約2百種類にもおよんでいると承知しており、日本のサイズが特異であるとは考えていない。</p> <p>2. しかしながら、ナンバープレートサイズ及び取り付け方法については、製造コスト削減等の観点から、国際標準化を図ることが重要と認識している。</p> <p>3. このような観点から、既に、我が国からEU側に対しナンバープレートサイズ及び取り付け方法の国際標準化について、共同でECE WP 29 (欧州経済委員会ワーキング29)の場に提案することを申し入れているところである。</p> <p>4. なお、ナンバープレートは、道路運送車両法上の本来の機能に加え、その仕組みを利用したさまざまな社会的機能があり、暫定的にEUの通常サイズを認め複数のナンバープレートの種類を設けることは、ナンバープレートを活用した全国の各種システムに多大な影響を及ぼすことから適当ではないと考えている。</p>			
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03 - 5253 - 8588		

分野	基準認証等	要望提出者	E U	
項目	日本自動車輸入組合が提案した諸元表の見直しの検討			
要望の内容	日本自動車輸入組合が主要な自動車メーカーとの協力のもとに作成した諸元表の改正案について、検討すること。			
関係法令	道路運送車両法	共管	なし	
制度の概要	型式指定自動車の申請に際しては、自動車の構造、装置及び性能を記載した諸元表様式の該当項目を記入し提出することとしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難	その他
(説明)				
日本自動車輸入組合作成の諸元表改正案に対する検討結果については、既に回答したところである。				
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部審査課 (連絡先) 03 - 5 2 5 3 - 8 5 9 6			

分野	資格	意見・要望提出者	個人			
項目	不動産鑑定士試験					
意見・要望等の内容	不動産鑑定士試験にかかる実務経験及び実務補習を見直すべきである。					
関係法令	不動産鑑定評価に関する法律	共管	なし			
制度の概要	<p>第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかを判定するために実施しており、受験資格はないが、大学（短期大学を含む。）卒業者等は免除される。</p> <p>第2次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかを判定するために実施しており、受験資格は第1次試験合格者及び第1次試験を免除された者である。また、第2次試験に合格し、かつ、2年以上実務経験を経れば不動産鑑定士補となる資格を得られ、不動産鑑定士補名簿への登録を受けると、不動産鑑定士補となる。</p> <p>第3次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかを判定するために実施しており、受験資格は不動産鑑定士補又は不動産鑑定士補となる資格を有する者で、国土交通大臣の認定する実務補習機関において1年以上の実務補習を受けた者である。また、第3次試験に合格したものは不動産鑑定士となる資格が得られ、不動産鑑定士名簿への登録を受けると、不動産鑑定士となる。</p>					
計画等における記載の状況	不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び同第3次試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。					
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; text-align: center;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
<p>(説明)</p> <p>実務補習については、平成13年7月に、補習生等の負担軽減を図る観点から、実務に関する講義の単位数及び期間を短縮すること、実地演習の種類等を整理して必須の演習件数を削減すること等を内容とした実務補習規程の改定を行い、平成13年11月から実施しているところである。さらに、平成14年に実務補習生に対して実施したアンケート調査等の結果も踏まえ、実務経験及び実務補習のあり方については、今後とも検討を進めていく予定である。</p>						
担当局課室等名	土地・水資源局地価調査課					

分野	金融	要望提出者	E U
項目	政府系企業を通じて手配される保険		
要望の内容	住宅金融公庫などの政府系企業を通じて手配される保険に関し、透明性と無差別の原則のもと、外国企業に対し、取引に参加かつ競争できる機会がもたらされることをはじめ、民間会社に適用されるのと同じビジネスの規制が適用されることを要望する。		
関係法令	住宅金融公庫法	共管	財務省
制度の概要	住宅金融公庫融資に係る住宅について、債務者と保険会社が火災保険契約を締結し、当該住宅が火災などの災害で被害を受けた場合に、債務者に保険金が交付されるもの。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>特約火災保険の共同引受保険会社については、住宅金融公庫と各保険会社との間の協定によって定められている。</p> <p>共同引受保険会社に加わりたいとの希望があった場合には、適切な組織と能力を有していれば、内外無差別で参加を認めている。</p> <p>既に、外資系保険会社及び外国法人の保険会社も共同引受保険会社となっている。</p> <p>さらに、平成14年度より特約火災保険以外の火災保険の選択も認める制度を導入した。</p>			
担当局課室等名	住宅局 住宅資金管理官室		

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	ダム堆砂状況調査の調査頻度			
要望の内容	ダム堆砂測量の頻度を最大周期を決めたうえで、その範囲内において堆砂量、堆砂進行状況ならびに洪水発生等に応じて適宜、変更できるようにする。			
関係法令	河川法第44条、河川法施行令第24条	共管	なし	
制度の概要	水利使用許可の条件として上流の堆砂の状況に関する報告を定期的になすように義務づけられているダム、堆砂によりその上流の河床が上昇したダムであるもの、基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上のダムにおいて総貯水量が100万m ³ 以上のダムにあっては、堆砂量の現地調査を出水期の終わったあとに速やかに実施し、毎翌年度5月末までに報告するもの。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>河川法第44条「河川の従前の機能の維持」は、「ダム災害」の発生を防止するためにダムの設置者にとらせる措置として規定されている。ダムを築造して流水をせき止め、河川の一部を湖のように変化させる場合、河川の持つ多様な機能は変化を余儀なくされ、これら河川の機能のうち、特に洪水による災害発生の危険性を増大させるマイナス面(河道貯留の現象 洪水伝播速度の増大 貯水池における背水、背砂の影響)により災害が発生するおそれがあるとき、河川管理者がダムの設置者に指示する基準が、河川法施行令第24条により規定されている。ダム堆砂測量の調査と報告は、河川管理者がダム設置による河床の上昇に基づく上流域の影響を検討するために必要な資料として、河川法第78条第1項の規定によりダム設置者に対して、堆砂状況調査の実施を指示し、所要の報告を求めているものである。</p> <p>現在、上記要望を受け入れることができるための緩和条件の検討等を進めているところである。</p>				
担当局課室等名	河川局河川環境課流水管理室			

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	電気工作物占用申請書類の様式統一・簡素化			
要望の内容	<p>河川法施行規則第12条第2項6及び第15条第2項9に定める「その他参考となるべき事項を記載した図書」の解釈が、工事事務所により異なっている。</p> <p>したがって、当該規定に係る図書については、「河川法施行規則第12条第2項1～5及び、第15条第2項1～8で占用、新築の内容が不明である場合に限定して、受領する」旨を示すこと。</p>			
関係法令	河川法施行規則第12条、第15条	共管	なし	
制度の概要	<p>河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法第24条）。また、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない（河川法第26条）。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期： 年 月）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>資料の提出を求めている添付書類については、河川の占用及び工作物の新築又は改築にあたり、許可の判断として必要最低限のものとして河川法施行規則第12条第1項及び第2項、第15条第1項及び第2項において定めているところである。</p> <p>これらのうち、「登記簿」の提出については、第15条第2項七に基づき、権原の所有を確認する目的として、新設の場合に添付を求めているところであるが、「その他参考となるべき事項を記載した図書」として一般的に求めているものではない。</p> <p>また、「構造図」については、第15条第2項四に基づき除去の場合に添付を求めているものであり、新設の場合はまだ施工されていない段階においての申請となることから「設計図」の添付を求めており、「構造図」を求めているものはない</p>				
担当局課室等名	河川局治水課、水政課			

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	ガスパイプラインの道路占有に係る適用法令により格差の是正と手続の簡素化		
要望の内容	ガスの卸供給事業に供するガスパイプラインであれば、適用法規にかかわらず、道路法第36条の「ガス事業法の規定に基づき設置されるガス管」に準じるものとし、道路占有の許可手続きを簡素化する。		
関係法令	道路法第36条	共管	資源エネルギー庁
□制度の概要	<p>○ガス事業法の規定に基づき、ガス管（大口ガス事業の用に供するものを除く。）を設けようとする者は、第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする場合は、工事実施の1月前までに、工事計画書を提出しておかなければならない。（道路法第36条第1項）</p> <p>○道路管理者は、計画書に基づく工事のための道路占有許可申請があった場合において当該申請に係る道路の占有が政令で定める基準に適合するときは、占有許可を与えなければならない。（道路法第36条第2項）</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
<p>(説明)</p> <p>電気事業、水道事業など道路を多く使用する事業で、一般公衆の生活に密接な関連を有し、各事業法等において一般利用者を保護する観点から事業者に対する各種義務等が課せられるとともに、当該事業の用に供する設備等の整備のためにいわゆる公益事業特権が認められているような高い公益性を有する事業については、一定の基準に適合するときには道路占有許可を与えなければならないものとし(いわゆる義務占有)、又はこれに準じた取扱いをしているところである。</p> <p>ところで、鉱業法、高圧ガス保安法等に基づいて設置されるガスパイプラインが卸供給の用に供される場合については、一般利用者に供給するものとは異なること、法律上も上述のような規定が整備されていないこと等にかんがみれば、道路占有の観点からみてこれらと同様の高い公益性を有しているとはいえないことから、義務占有又はこれに準じて取り扱うことは適当でない。</p> <p>なお、道路占有許可申請に伴う地元住民の同意については、指定区間内の国道においては許可の要件とはなっていないところである。また、地方自治体における道路占有許可事務は自治事務であり、地元住民の同意書が必要となるか否かについては、道路管理者である個別の地方自治体の判断によるものであることから、国が地方自治体に対して地元住民の同意を占有許可条件としないよう直接指導することはできない。</p>			
担当局課室等名	道路局路政課道路利用調整室		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	カナダ政府												
項目	各種法規制の検討														
意見・要望等の内容	This law forbids FC cars to use roads under sea level; thus, FC cars could not use, for example, the Chiyoda tunnel of the Shuto Expressway or the Tokyo Aqua line.														
関係法令	道路法第46条 施行令第19条の13	共管	なし												
制度の概要	道路管理者は、水底トンネル等の構造の保全と交通の危険を防止する観点から、危険物を積載する車両の通行を制限することができる														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
(説明)															
国土交通大臣の認定を受けた燃料電池自動車の水底トンネル等を通行することは規制の対象外である。															
担当局課室等名	道路局道路交通管理課(03-5253-8482)														

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会
項目	水素ガスステーション設置に係る基準の見直し		
要望の内容	建築基準法の高圧水素の貯蔵量規制を、天然ガスステーションと同等レベルにまで緩和する。		
関係法令	建築基準法第48条、別表第2 建築基準法施行令第130条の9	共管	
制度の概要	水素ガス等の可燃性ガスの貯蔵量は商業地域で70m ² 、準工業地域で350m ² 、工業地域及び工業専用地域で無制限とされている（当該ガスが圧縮ガスである場合にあっては、その10倍までの貯蔵が認められている。）。		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議）		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>圧縮水素ガスの貯蔵量制限については、商業地域で700m²、準工業地域で3500m²、工業地域及び工業専用地域で無制限とされているところであり、圧縮天然ガス並みの貯蔵が可能である。</p> <p>また、特定行政庁の特例許可を受けることで制限量以上の貯蔵を行うことも可能である。</p>			
担当局課室等名	住宅局市街地建築課		

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	ナトリウム・硫黄（NAS）電池の用途地域規制			
要望の内容	高い安全性が認められている NAS 電池については、普及促進の観点から建築基準法の用途地域の規制を廃止する。			
関係法令	建築基準法 48 条、 建築基準法施行令 130 条の 9	共管	なし	
制度の概要	建築基準法による用途制限に適合しない用途の建築物を建築するに当たっては、公開による意見の聴取及び建築審査会の同意を得た上で、特定行政庁の許可が必要である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・ 対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>NaS電池に係る建築基準法の用途規制については、関係法令との整合性も含め、対応の可否について検討を行っているところである。</p> <p>なお、NaS電池は、ナトリウムと硫黄を貯蔵する施設であることから、一定の数量を超えるものの建築に当たっては、特定行政庁の許可によって対応しているところであるが、平成 11 年 7 月 12 日付け建設省住街発第 65 号「ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第 48 条第 4 項から第 10 項までの規定に関する許可の運用について」において、NaS電池を設置する一定の建築物について、当該許可制度の運用に係る構造等の技術的基準を定め、地方公共団体に通知したところである。</p> <p>また、当該許可について、建築審査会の同意に加え公開による意見の聴取を行うことを義務付けているのは、周辺住民に対して与える影響が多岐であり、例外的に建築を認める場合において利害関係者の意見を聴く必要があるためであり、係る手続は必要であると考えます。</p>				
担当局課室等名	住宅局市街地建築課			

分野	エネルギー	要望提出者	カナダ政府
項目	水素の貯蔵、取扱、給油に係る法規制の検討		
要望の内容	水素の貯蔵、取扱、給油を規制する建築基準法の規制につき検討するよう強く要請する。		
関係法令	建築基準法第48条、別表第2 建築基準法施行令第130条の9	共管	
制度の概要	水素ガス等の可燃性ガスの貯蔵量は商業地域で70㎡、準工業地域で350㎡、工業地域及び工業専用地域で無制限とされている（当該ガスが圧縮ガスである場合にあっては、その10倍までの貯蔵が認められている。）。		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議）		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施(予定)時期： 年 月）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 （結論時期：16年 月）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>燃料電池自動車に係る規制に関しては、本年4月26日の総理指示により、政府全体として、2005年を目途に包括的な規制の再点検を実施することとしている。水素ステーションの用途地域に応じた貯蔵量制限についても、安全性の確保を前提としつつ、検討を進めることとしており、平成14年10月の燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議においてスケジュール等について既に決定しているところである。なお、地方公共団体の条例により建築物の用途制限の強化又は緩和を定めることが可能な特別用途地区制度又は個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可する特例許可を活用することにより、現行制度下においても建築できることとされている。</p>			
担当局課室等名	住宅局市街地建築課		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	水素ガス搭載車に関わる基準等の見直し			
意見・要望等の内容	道路運送車両の保安基準や高圧ガスの移動に係わる保安基準が仕様規定で設計されており、設計等の自由度が制約され、技術の発展を阻害する恐れがある。			
関係法令	高圧ガス保安法・容器保安規則・道路運送車両の保安基準	共管	なし	
制度の概要	道路運送車両に係る基準のうち、高圧ガスを燃料とするガス容器の基準については、容器保安規則（通商産業省令）への適合性を持って判断している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 道路運送車両の保安基準に係る基準のうち、高圧ガスを燃料とするガス容器の基準については、容器保安規則（通商産業省令）への適合性をもって判断していることから、同規則により措置される必要がある。				
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部技術企画課（連絡先）03 - 5 2 5 3 - 8 5 9 1 審査課（連絡先）03 - 5 2 5 3 - 8 5 9 6 環境課（連絡先）03 - 5 2 5 3 - 8 6 0 4			

分野	エネルギー	意見・要望提出者	カナダ政府			
項目	エネルギー 各種法規制の緩和					
意見・要望等の内容	This law obliges the structural criteria of each single FC car to be officially recognized and certified by the minister of MLIT; the same law also forbids the transfer of the ownership of each FC car.					
関係法令	道路運送車両の保安基準	共管	なし			
制度の概要	<p>燃料電池自動車公道走行を行うにあたっては、一定の安全性を満たす必要があることから、燃料電池自動車の安全性等に関する技術指針を策定している。</p> <p>また、燃料電池自動車を第三者に譲渡するためには、前述の技術指針に適合する必要がある。</p>					
計画等における記載の状況						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成16年度) </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> </tr> </table>			措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成16年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成16年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他				
(説明) 燃料電池自動車については、道路運送車両の保安基準に規定がないことから、安全上必要な措置が確保されていることを審査する必要がある。 なお、燃料電池自動車に係る基準の整備を平成16年度末までに策定することとしている。						
担当局課室等名	自動車交通局技術安全部技術企画課 (連絡先) 03 - 5253 - 8591 審査課 (連絡先) 03 - 5253 - 8596 環境課 (連絡先) 03 - 5253 - 8604					

分野	エネルギー	要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	放射性輸送物安全確認に関する規制の一元化 放射性輸送物安全確認に係る申請資格の一元化			
要望の内容	放射性輸送物の安全確認（設計承認、容器承認含む）に関する規制は、輸送モードの違いにより（海外輸送のみ／事業所以外の陸上輸送を含む）規制体系が異なっており、同じ輸送容器でも、国土交通省及び経済産業省の異なる2省庁で個別に承認を受けているため、規制の一元化が望まれる。また、申請資格者として経済産業省で認められている「使用者等」を海上輸送においても認める。			
関係法令	危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9第1項及び第91条の9の2第1項	共管	なし	
制度の概要	危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9第1項においては、放射性輸送物作成者は国土交通大臣の確認を受けなければならない旨を規定しており、また、第91条の9の2第1項においては、「放射性物質等の運送に使用される容器の所有者は、あらかじめ当該容器及びその使用方法につき国土交通大臣の承認を受けることができる」としている。これに対する上記□の要望内容は、同じ輸送容器でも国土交通省と経済産業省の双方から個別に承認を受けている旨指摘の上、申請資格者について運搬を委託された者に申請資格を与えることである。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>事実誤認であり、具体的には、海上輸送時の放射性輸送物の安全確認は原則国土交通大臣となっているが、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9第7項により文部科学大臣、経済産業大臣等が行った確認は国土交通大臣が行ったものとみなしている。このため、文部科学大臣、経済産業大臣等の確認を受けた場合は、海上及び公道の両輸送モードに使用される場合において国土交通省の承認（設計、容器）は不要である。なお、申請については、代理申請が可能である。</p>				
担当局課室等名	経済産業省核燃料管理規制課、国土交通省海事局検査測度課			

分野	エネルギー分野	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	航空障害灯の設置基準		
意見・要望等の内容	鉄塔と高層ビル等との航空障害灯設置基準の整合		
関係法令	航空法第51条、同施行規則第127条	共管	なし
制度の概要	<p>地表又は水面から60m以上の高さの物件については、航空機の航行の安全性を確保するため、航空法第51条により、航空障害灯の設置が必要となっている。</p> <p>航空障害灯の設置基準については、同法施行規則第127条第1項により規定されており、高層ビル等については、高さ150m未満の物件にあつては頂上のみ、150m以上の物件にあつては地上から150m未満となるまでの間に頂上から52.5m以下のほぼ等間隔で設置することとし、鉄塔については、地上から45m未満となるまでの間に頂上から52.5m以下のほぼ等間隔で設置することとなっている。</p> <p>なお、平成13年の省令改正により、高層ビル等への設置基準が緩和されたところ。</p>		
計画等における記載の状況	(新規)		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>平成13年の高層ビル等に対する設置基準の緩和については、米国等欧米諸国の実態を参考としつつ、ビル等の見え方について学識経験者や運航者の意見を含めて検討を行い、改正を行ったものである。</p> <p>一方、鉄塔については、現在、国土交通省に設置されている「航空障害灯等の規制のあり方に関する検討会」での検討等において、鉄塔の見え方についてはビル等と全く異なり線上構造であるため視認性が極めて悪いとの認識から、運航者側には鉄塔への設置基準に係る緩和に対して極めて慎重な意見が多いこと、実際に送電線等鉄塔に関連した事故が発生していること、また、米国等においても鉄塔に対してはわが国と同様な設置が行われていることから、航空機の運航の安全性を確保するためには、鉄塔に係る現行設置基準をビル等と同様に扱うことは困難であるものと判断される。</p>			
担当局課室等名	国土交通省航空局管制保安部保安企画課航行視覚援助業務室		

分野	エネルギー	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	電気事業の運営に利用する気象測器の検定義務の見直し		
意見・要望等の内容	電気事業の運営に利用する気象測器については、検定が義務づけられているが、事業者がそのデータの重要度に応じて装置毎に個別に検査方法・検査頻度を判断するのが妥当かつ効率的であり、受検義務の対象から除外すべきである。		
関係法令	気象業務法第6条第2項、第9条	共管	なし
制度の概要	気象測器検定は、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が行政目的で行う気象観測やこれら以外の機関が発表、災害の防止又は電気事業の運営のために行う気象観測という公益性の高い観測に用いられる気象測器であって、かつ、観測者自身ではその精度の確認が困難な温度計等の7種類に限り、正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造及び性能を有することを義務づけている制度である。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画（改定） 11(3)オ】</p> <p>気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。</p> <p>【気象業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第47号）】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 平成14年4月に施行された気象業務法の一部改正においては、民間能力の活用による検定の負担の軽減を図るため、検定の有効期間の原則廃止、指定検定機関制度の新設、認定測定者制度の導入による器差検査の書類審査化等の措置を講じたところである。気象測器の検定について更なる規制緩和が可能であるかについては、法改正による規制緩和の効果も検証しつつ、引き続き調査・検討を行っているところである。			
担当局課室等名	気象庁観測部観測課		